

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)

平成30年11月21日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1800061号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1800038号

## 第1 結論

請求者のA社B営業所(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和53年6月30日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

昭和53年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和53年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和53年7月1日にA社B営業所からA社C支店へ異動したが、昭和50年4月1日から平成22年12月31日まで同社に継続して勤務した。請求期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたはずにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。調査の上、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の回答及び同社から提出された人事記録並びに請求者の雇用保険の加入記録から判断すると、請求者は、同社に継続して勤務し(昭和53年7月1日にA社B営業所からA社C支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B営業所に係る健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿における昭和53年5月の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和53年6月30日から同年7月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生

年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を同年7月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年6月30日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年6月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。